

議案第48号

湯河原町地方創生統括官の設置等に関する条例の制定について

湯河原町地方創生統括官の設置等に関する条例を別紙のとおり定める。

令和6年9月9日提出

湯河原町長 内 藤 喜 文

(提案理由)

非常勤の特別職職員として新たに地方創生統括官を設置するため、条例の制定を要するので、本案を提出するものです。

湯河原町地方創生統括官の設置等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、本町の少子高齢化の進展などに伴う人口減少に的確に対応し、更なる地方創生の推進を図るため、地方創生統括官の設置について、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 本町に地方創生統括官を置く。

2 地方創生統括官は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する非常勤の特別職職員とする。

(定数)

第3条 地方創生統括官の定数は、1人とする。

(任命)

第4条 地方創生統括官は、本町の地方創生の推進に関し識見を有する者のうちから必要に応じて町長が任命する。

(任期)

第5条 地方創生統括官の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(職務)

第6条 地方創生統括官は、本町の地方創生に関する重要な施策及び事業の企画、立案及び推進に当たり、町長の求めに応じ、指導、助言又は提案を行うものとする。

(報酬等の支給)

第7条 地方創生統括官には、報酬及び費用弁償を支給する。

(守秘義務)

第8条 地方創生統括官は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、地方創生統括官に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年10月1日から施行する。

(湯河原町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 湯河原町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和46年湯河原町条例第7号）の一部を次のように改正する。

別表農地利用最適化推進委員の項の次に次のように加える。

地方創生統括官	月額 220,000円。ただし、勤務日以外の日には町長の求めに応じ、勤務した場合には、月額80,000円の範囲内で加算することができる。
---------	--

湯河原町地方創生統括官の設置等に関する条例新旧対照条文

○湯河原町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正（附則第2項関係）

現 行		改 正 後		備 考
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）		
区分	報酬額	区分	報酬額	
(略)	(略)	(略)	(略)	
農地利用最適化推進委員	年額 120,000円	農地利用最適化推進委員	年額 120,000円	
(略)	(略)	地方創生統括官	月額 220,000円。 <u>ただし、勤務日以外の日に町長の求めに応じ、勤務した場合には、月額80,000円の範囲内で加算することができる。</u>	
		(略)	(略)	
附 則				
（施行期日）				
1 この条例は、令和6年10月1日から施行する。				